

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月28日
【会社名】	株式会社極楽湯
【英訳名】	GOKURAKUYU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新 川 隆 丈
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麴町二丁目4番地
【電話番号】	03(5275)0580(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理部長 松 本 俊 二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麴町二丁目4番地
【電話番号】	03(5275)0580(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理部長 松 本 俊 二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 361,080,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,020,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1 平成25年11月28日（木）開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	1,020,000株	361,080,000	—
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	1,020,000株	361,080,000	—

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
354	—	100株	平成25年12月17日（火）	—	平成25年12月20日（金）

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 当社は、本有価証券届出書の効力発生を受けて、割当予定先との間で「募集株式の総数引受契約書」を締結する予定です。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 上記株式を割当てたものからの申し込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社極楽湯 管理部	東京都千代田区麹町二丁目4番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町6-2-6

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
361,080,000	—	361,080,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額361,080,000円につきましては、以下の設備投資資金に充当する予定です。

- ①既存店舗2店舗において改築・改装等を実施する計画であり、その投資総額は約2.1億円を見込んでおります。

- ②新規ならびに既存店舗の計4店舗において省エネルギーシステムの新規導入を計画しており、その投資金額は約1.5億円を見込んであります。

具体的な用途	金額（円）	支出予定時期
①店舗の改築・改装	211,080,000	平成26年1月～9月
②省エネルギーシステムの新規導入	150,000,000	平成26年1月～9月

（注）支出までの資金管理につきましては、当社名義の銀行預金口座において適切に管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

日本生命保険相互会社

名称	日本生命保険相互会社
本店の所在地	大阪府大阪市今橋三丁目5番12号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 筒井義信
資本金	1,250,000百万円（基金償却積立金を含む）
事業の内容	生命保険業
主たる出資者及び出資比率	該当事項はありません。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	当社は社員の福利厚生の充実を目的として、同社の保険に加入しております。

a. 割当予定先の概要

株式会社アイデム

名称	株式会社アイデム
本店の所在地	東京都新宿区新宿一丁目4番10号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 梶山亮
資本金	2,250万円
事業の内容	新聞折込求人紙の企画・発行
主たる出資者及び出資比率	(株)アイデムコーポレーション54.8%、セブンネット(株)15.5%、(株)アイデム14.5%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外取締役である角替隆志氏が、同社の監査役を兼任しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は、新聞折込をはじめとする求人広告会社であり、当社は直営全店舗において店舗スタッフを募集する際、同社が発行する求人広告紙を利用しております。

a. 割当予定先の概要

株式会社髪剪處

名称	株式会社髪剪處
本店の所在地	東京都豊島区池袋四丁目25番12号ハヤカワビル1階101
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 井出隆夫
資本金	2,000万円
事業の内容	理容・エステフランチャイズ本部
主たる出資者及び出資比率	井出隆夫12.5%、野口秀人12.5%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は理容室及び美容室のフランチャイズ事業を行っており、当社直営店14店舗においてカットサロン業務を委託しております。

a. 割当予定先の概要

株式会社環境システム社

名称	株式会社環境システム社
本店の所在地	岐阜県岐阜市柳津町梅松
代表者の役職及び氏名	代表取締役 加藤荘造
資本金	100万円

事業の内容	清掃管理、コインランドリー営業、産業廃棄物収集運搬
主たる出資者及び出資比率	加藤荘造66.5%、加藤勝美33.5%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は建築物及び関連施設の管理・メンテナンス事業を行っており、当社直営店ほぼ全店舗において清掃・衛生・館内管理等の取引実績があります。

a. 割当予定先の概要

株式会社恒成商事

名称	株式会社恒成商事
本店の所在地	宮城県多賀城市町前一丁目2番5号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 浅田正一
資本金	9,000万円
事業の内容	温浴施設・飲食店経営
主たる出資者及び出資比率	浅田正一52.2%、浅田美代子37.8%、(株)ライオン・ビーチ・マリーナ10%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	220,000株（同社保有比率 1.89%） （平成25年9月末現在）
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は当社として最初のフランチャイズ加盟企業であり、現在、東北及び北海道において「極楽湯」を計8店舗展開しております。

a. 割当予定先の概要

株式会社フェザンレーヴ

名称	株式会社フェザンレーヴ
本店の所在地	東京都中央区築地2-4-2築地第3長岡ビル2F
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浅野透
資本金	7,000万円
事業の内容	広告代理業
主たる出資者及び出資比率	浅野透51.7%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	80株（当社保有比率 8.69%）
---------------------	-------------------

割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は広告代理店としての事業領域にとらわれず、幅広くコミュニケーションを推進することで、企業とヒトをつなげることを事業内容としており、当社は直営全店舗におけるインスタメディアに関して同社に業務委託しております。

a. 割当予定先の概要

株式会社ボディワークホールディングス

名称	株式会社ボディワークホールディングス
本店の所在地	東京都豊島区西池袋5丁目5番21号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 清水秀文
資本金	5,000万円
事業の内容	リラクゼーション業の管理運営
主たる出資者及び出資比率	(株)SIMIZU 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社はボディケアや足底ケアをはじめとするトータルリラクゼーションを提供する会社であります。当社は、同社と直接の取引はありませんが、同社の子会社「(株)リバース東京」に、当社直営5店舗においてリラクゼーション業務を委託しております。

a. 割当予定先の概要

ニシカワヤ株式会社

名称	ニシカワヤ株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市中村区長筈町7丁目65番地1
代表者の役職及び氏名	代表取締役 西川宏木
資本金	1,000万円
事業の内容	日用品・雑貨の卸業、ゲーム機器の設置・保守業
主たる出資者及び出資比率	西川宏木80%、西川三枝子15%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。

資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は、ホテルや温泉施設等で使用する備品等を取り扱っている会社であります。当社は、同社と直接の取引はありませんが、同社と出資者が同一である会社で主にホテルや温泉施設等のレジャー施設にゲーム機器を設置し保守等を行なっている「ニシカワレジャー(株)」と、直営店ほぼ全店においてゲーム機器の設置・保守等の取引実績があります。

a. 割当予定先の概要

株式会社ミズプラ

名称	株式会社ミズプラ
本店の所在地	愛知県春日井市味美白山町一丁目10番16
代表者の役職及び氏名	代表取締役 柴田恭三
資本金	2,800万円
事業の内容	水処理装置機器製造販売業
主たる出資者及び出資比率	柴田恭三42%、柴田孝19%、柴田明13%、柴田よね子12%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は温泉施設やプールなどの濾過装置の製造・販売及び保守を行っており、当社直営店ほぼ全店舗において取引実績があります。また、当社海外第1号店となる「極楽湯碧雲温泉館」においても同社製品を使用しております。

a. 割当予定先の概要

株式会社滋賀原木

名称	株式会社滋賀原木
本店の所在地	滋賀県彦根市西沼波町175番地1
代表者の役職及び氏名	代表取締役 熊川三興
資本金	9,000万円
事業の内容	建材、木材の販売
主たる出資者及び出資比率	熊川正子40.3%、株式会社三興26.3%、熊川裕、11.1%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。

技術又は取引関係等	同社は、滋賀県彦根市において住宅建築材料販売及び不動産事業を行っており、当社は「極楽湯彦根店」を営業するにあたり同社より土地を賃借しております。
-----------	--

a. 割当予定先の概要

フジオックス株式会社

名称	フジオックス株式会社
本店の所在地	東京都荒川区西日暮里1丁目19番9号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤本孝雄
資本金	1億円
事業の内容	各種高圧ガス製造及び販売、並びに関連資材・機械販売
主たる出資者及び出資比率	藤本たみ子 21%、藤本孝雄19%、持株会19%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は基礎化学品の「塩素」「次亜」「苛性ソーダ」の製造・販売を行っており、当社直営全店舗において配管洗浄の際に使用する薬剤等の取引実績があります。

a. 割当予定先の概要

長野一郎

氏名	長野一郎
住所	静岡県静岡市駿河区
職業	株式会社ザ・サードプラネット 代表取締役会長 静岡県静岡市駿河区中田4丁目9番23号 アミューズメント施設の全国チェーン"THE 3RD PLANET"の 直営展開およびFC展開 長野興産株式会社 代表取締役会長 静岡県静岡市駿河区中田4丁目9番23号 「極楽湯」「TSUTAYA」のフランチャイジー

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	13,300株（同社保有比率 0.13%） （平成25年9月末現在）
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	当社は同氏との直接の取引はありませんが、同氏が代表取締役会長を務める長野興産株式会社は当社のフランチャイズ加盟企業であり、静岡県内において極楽湯1店舗を展開しております。

a. 割当予定先の概要

長野興産株式会社

名称	長野興産株式会社
本店の所在地	静岡県静岡市駿河区中田4丁目9番23号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 長野祥子
資本金	4,500万円
事業の内容	「極楽湯」「TSUTAYA」のフランチャイジー
主たる出資者及び出資比率	長野祥子51.5%、橋本カンナ14.3%、橋本行央10.9%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係等	同社は当社のフランチャイズ加盟企業であり、静岡県内において極楽湯を1店舗展開しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、「極楽湯」ブランドにて国内37店舗（直営21店舗、F C 16店舗）、海外1店舗（直営）の大規模温浴施設を展開しております。

国内における温浴事業を取り巻く環境は、エネルギーコストをはじめとする諸コストの増大に加え、国内景気の不透明感に伴う消費者心理の停滞等により厳しい状況であると認識しております。

当社は、このような厳しい事業環境においても、唯一の温浴専門上場企業として確かな成長を続けるべく様々な取り組みを行なっております。

その一つとして、平成25年2月に海外第1号店「極楽湯 碧雲温泉館」を中国上海市に出店いたしました。

近年、中国では目覚ましい経済成長に伴う生活水準の向上により、ライフスタイルにも一層の質の向上や癒しを求めるようになってきております。また、中国から日本への渡航者が増加するにつれて、中国国内にある既存の温浴施設ではもの足りなさを感じるようになってきております。特に施設管理や衛生管理など「安心・安全」に関わる部分に加えて、日本独特の「おもてなし」という質の高いサービスへのニーズが一層高まっております。

今後、当社は日本で長年培ったノウハウを活用し、中国でのニーズに応えられる「健全なレジャー施設」としての温浴施設を積極的に展開していく計画であります。

国内におきましても、当面の経営目標である60店舗体制を早期に確立することで、「極楽湯」ブランドの一層の強化・浸透を図り、温浴業界における位置付けを更に強固なものにすることができると考えております。現在、3店舗（直営2店舗、F C 1店舗）の新規出店が決定しており、準備を進めております。引き続き、積極的に出店していく計画であります。

当社は保有する自己株式の活用方法について、様々な観点から検討を重ねて参りましたが、当社の経営理念に共感し、支援していただいている取引先を割当先とすることで、取引先とのより強固な関係を構築し、今後の国内外での積極的な事業展開をより強力かつ円滑に推進していくことが可能になると考えております。

この度の割当予定先につきましては、当社の経営理念に共感し、支援していただいている多くの取引先の中から、当社との取引実績に加え各取引先の事業規模及び協力体制等を総合的に勘案したうえで選定させていただきました。

また、長野一郎氏においては当社の株主であり、取引先である長野興産株式会社だけでなく、長野一郎氏個人を割当先にすることが、引き続き当社株式の長期保有及び長野興産株式会社と強固な関係構築が見込まれるため、今回割当予定先に選定させていただきました。

割当予定先との関係等につきましては、それぞれ上記「b. 提出者と割当予定先との間の関係」に記載の通りであります。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 1,020,000株（払込金額 361,080,000円）

[内訳]

日本生命保険相互会社	: 230,000株（払込金額 81,420,000円）
株式会社アイデム	: 100,000株（払込金額 35,400,000円）

株式会社髪剪處	：	100,000株（払込金額 35,400,000円）
株式会社環境システム社	：	100,000株（払込金額 35,400,000円）
株式会社恒成商事	：	100,000株（払込金額 35,400,000円）
株式会社フェザンレーヴ	：	100,000株（払込金額 35,400,000円）
株式会社ボディワークホールディングス	：	100,000株（払込金額 35,400,000円）
ニシカワヤ株式会社	：	50,000株（払込金額 17,700,000円）
株式会社ミズプラ	：	50,000株（払込金額 17,700,000円）
株式会社滋賀原木	：	30,000株（払込金額 10,620,000円）
フジオックス株式会社	：	30,000株（払込金額 10,620,000円）
長野一郎（個人）	：	20,000株（払込金額 7,080,000円）
長野興産株式会社	：	10,000株（払込金額 3,540,000円）

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が本自己株式処分により保有する当社株式について、中長期に継続して保有していただけるものと考えております。

なお、発行日より2年間に於いて、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合は、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確認書を取得し、株式会社東京証券取引所に提出いたします。

また、当社は処分先及び当社の関係者間で本自己株式処分に関するその他の契約及び株券消費貸借契約等を締結していません。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金等の状況については以下の通りです。

日本生命保険相互会社

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社アイデム

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月27日に現金及び預金の残高について口頭にて説明を受けており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社髪剪處

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金を全額銀行借入にて充当する旨の説明を受けております。また、同社の資金状況については、11月27日に現金及び預金の残高を口頭にて説明を受けた時点において払込みに要する資金は不足しておりますが、当座借入枠が存在している旨の説明を受けていることから、払込期日までに実行可能であると判断しております。

株式会社環境システム社

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金を全額銀行借入にて充当する旨の説明を受けております。また、同社の資金状況については、11月27日に現金及び預金の残高を口頭にて説明を受けた時点において払込みに要する資金は不足しておりますが、当座借入枠が存在している旨の説明を受けていることから、払込期日までに実行可能であると判断しております。

株式会社恒成商事

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月27日に現金及び預金の残高について口頭にて説明を受けており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社フェザンレーヴ

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票及び預金通帳のコピーにより同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月26日に現金及び預金の残高について口頭にて説明を受けており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社ボディワークホールディングス

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月27日に現金及び預金の残高について口頭にて説明を受けており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

ニシカワヤ株式会社

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月27日に現金及び預金残高について口頭にて説明を受けており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社ミズブラ

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月27日に現金及び預金残高について口頭にて説明を受けており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社滋賀原本

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月27日に現金及び預金残高について口頭にて説明を受けており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

フジオックス株式会社

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月27日に現金及び預金残高について口頭にて説明を受けており、払込みについて確実性があるものと判断しております。

長野一郎（個人）

当社は、口頭にて同氏より当該払込みに要する資金について、全額自己資金で充当する旨の説明を受けております。また、同氏の資金状況については、11月27日に当該払込みに要する資金を上回る現預金残高を有していることを口頭にて説明を受けており、払込みの確実性には問題無いと判断しております。

長野興産株式会社

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。同社は債務超過の状態ではありますが、当社のフランチャイズ加盟企業でこと、また当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、11月27日に現預金残高について口頭にて説明を受けており、長期保有方針の維持並びに払込みについての確実性には問題ないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は当社の現取引先及び現取引先関係者であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有したうえで、取引先であれば役員及び主要株主まで範囲を広げ、個人であれば個人本人及び属する企業に対して、ヒアリングを実施いたしました。当社は、第三者機関として調査会社等を利用しておりませんが、割当予定先が取引先並びに取引先に関連企業及び個人であり、そのヒアリングにおいて、その内容は、暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主、個人の場合当該割当先個人が所属している企業が、資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主及び個人が所属している企業が意図して暴力団等と交流を持っている事実についてその事実がない旨口頭にて確認し、反社会

的勢力とは一切関係がないことを確認いたしました。またその旨を書面でも確認書として取得し、別途割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出いたします。

また、割当予定先以外の当社取引先等や当社関係先に加えてインターネット等により当社が確認した各種情報に基づき、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主、個人の場合当該割当先個人が所属している企業が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は無いものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

本自己株式処分の価額につきましては、本件に係る取締役会決議日の前営業日までの直近1ヶ月間（平成25年10月28日から平成25年11月27日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）における当社株式の終値の平均値である354円（円未満切上）としました。当社の株価が11月11日から11月27日までの間に8.07%上昇していることや当社の業績動向等を勘案したうえで、一定の日の最終価格のような特定の一時点を基準とするより、直前1ヶ月間のような一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が算定根拠として合理的であり、客観的な企業価値であると判断いたしました。

処分価額（354円）につきましては、取締役会決議の日の前営業日終値（375円）に比べ5.60%のディスカウント、取締役会決議の日の直前3ヶ月間の終値の平均株価351円（円未満端数切上）に比べ0.85%のプレミアム、取締役会決議の日の直前6ヶ月間の終値の平均株価337円（円未満端数切上）に比べ5.04%のプレミアムとなります。

なお、処分価額について、本自己株式処分に係る取締役会に出席した全監査役（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名）から、上記の理由に基づき、処分価額の算定根拠には合理性があり、かつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分予定先に対する特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

自己株式の処分株式数は1,020,000株であり、当社の発行済株式数の8.78%、総議決権数の10.54%に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、この度の自己株式処分により調達する資金を、当社が最優先と考える「安心・安全」な店舗運営、お客様満足度の一層の向上のための店舗施設の修繕・保守・改築・改装や新規ならびに既存店舗における省エネルギーシステムの新規導入等への投資に充当することに加え、取引先とのより強固な関係を構築することは、今後の国内外での積極的な事業展開のより強力かつ円滑な推進につながり、当社企業グループの企業価値向上に資するものと考えております。よって、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合(%)
ホスピタリティファンド 1号投資事業組合	東京都千代田区平河町 2丁目5-7ヒルクレ スト平河町1階	1,000,000	10.34	1,000,000	9.35
DBS BANK LTD.	6 SHENTON WAY DBS BUILDING TOWER ONE SINGAPORE 068809	845,900	8.74	845,900	7.91
新川隆丈	東京都世田谷区	659,800	6.82	659,800	6.17
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1 丁目23-1	500,000	5.17	500,000	4.67
株式会社恒成商事	宮城県多賀城市町前1 丁目2-5	220,000	2.27	320,000	2.99
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今 橋三丁目5番12号	—	0.00	230,000	2.15
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1丁目1番2号	204,000	2.11	204,000	1.90
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区み なとみらい3丁目1- 1	170,000	1.75	170,000	1.59
極楽湯役員持株会	東京都千代田区麹町2 丁目4番地麹町鶴屋八 幡ビル6階	166,400	1.72	166,400	1.55
BNP-PARIBAS SECURITIES SRVICES PARIS/JASDE NO TREATY	3 RUE D'ANTIN 75002 PARIS	125,000	1.29	125,000	1.16
計	—	3,891,100	40.24	4,221,100	39.49

- (注) 1 平成25年11月21日に大量保有報告書の変更報告書が提出され、平成25年9月30日末現在の株主名簿の持株数からDBS BANK LTD.の持株数が増加しております。当社といたしましては、現在の所有株式数等について確認することはできませんので、当該変更報告書の提出をもって確認した事実を記載しております。異動後の大株主順位については、平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として、当社が推定したものを記載しております。
- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の総議決権数に、本第三者割当（自己株式数1,020,000株）による自己株式処分により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。
- 3 上記のほか、当社が保有している自己株式が割当後917,675株あります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載した有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年11月28日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年11月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月28日）までの間において、次の通り増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	79,500	11,608,500	10,633	2,043,259	10,633	1,689,859

（注）新株予約権の行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年11月28日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月28日提出の臨時報告書）

1 【提出理由】

当社は、平成25年6月27日開催の当社第34期定時株主総会で決議された会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、同日開催の当社取締役会において、平成25年6月27日に当社社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対して、当該新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社極楽湯第15回新株予約権

(2) 発行数

5,685個（新株予約権1個につき当社普通株式100株）

(3) 発行価格

無償とする。

(4) 発行価額の総額

176,803,500円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 568,500株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。ただし、か

かる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個当たり 31,100円

各新株予約権行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(7) 新株予約権の行使期間

平成27年7月1日から平成31年6月30日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役、従業員または顧問の地位を失った後も、これを行使することができる。

ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- i) 取締役、監査役もしくは顧問が解任され、または正当な理由なく辞任した場合
- ii) 従業員が解雇された場合
- iii) 取締役、監査役、従業員または顧問が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- iv) 取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、または割当日から6か月に満たない場合
- v) 退職した従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、または割当日から1年に満たない場合
- vi) 退職した従業員（管理職）、顧問の在籍期間が1年に満たず、または割当日から1年に満たない場合
- ② 新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。
- ③ 割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ④ その他の権利行使の条件は、第32期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権1個当たり 15,550円

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(9)①記載の資本金等増加限度額から上記(9)①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社社外取締役	1名	75個
当社監査役	3名	250個
当社従業員及び顧問	132名	5,360個

- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が前記(8)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。

（平成25年6月28日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分にに関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金6円 総額 57,547,950円

ロ 効力発生日

平成25年6月28日

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります

第3号議案 社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	50,839	246	0	(注) 1	可決 99.5
第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件	39,982	11,103	0	(注) 1	可決 78.3
第3号議案 社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件	39,982	11,103	0	(注) 2	可決 78.3

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書による事前行使及び当日出席の株主のうち、当社が、賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たしています。

よって上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日の出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含まれていません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社極楽湯
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸 之 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷 田 修 一 ⑩
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年6月27日開催の定時株主総会で、会社の取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストック・オプション制度を導入することを決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年6月27日開催の定時株主総会で、会社の社外取締役、監査役、従業員及び顧問にストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社極楽湯の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社極楽湯が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

株式会社極楽湯
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸 之 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷 田 修 一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年6月27日開催の定時株主総会で、会社の取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストック・オプション制度を導入することを決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年6月27日開催の定時株主総会で、会社の社外取締役、監査役、従業員及び顧問にストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

株式会社極楽湯
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片 岡 嘉 徳 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。